

平成29年度
深谷市まちづくり評価委員会
評価結果報告書

平成30年3月

I	はじめに	2
II	まちづくり評価委員会について	3
	1 まちづくり評価の実施目的	3
	2 まちづくり評価委員会の所掌事項	3
	3 委員会の組織	3
	4 まちづくり評価の位置付け	4
III	まちづくり評価対象の選定について	5
	1 基本事項	5
	2 対象施策の選定方法	5
	3 対象施策及び選定理由	5
IV	評価方法について	7
	1 実施体制について	7
	2 評価の視点について	7
	3 まちづくり評価委員会の活動経過	7
V	まちづくり評価結果	9
	<Aグループ>	
	1 魅力ある商業空間の形成	10
	2 家庭・地域の教育力の向上	13
	<Bグループ>	
	3 防災体制の確立	17
	4 防犯活動の推進	21
VI	おわりに	25

I はじめに

わが国は、世界の中でも最も早いスピードで超少子高齢社会に突入しており、人口構造の変化への対応も急務となっています。他方において、地震や豪雨被害による自然災害等、これまで経験したことのない事態に直面し、想定しえない課題も発生してきています。

このような中、深谷市では深谷市総合振興計画後期基本計画（以下、「総合振興計画」という）を策定し、将来に渡って活力と元気のある深谷を目指すための取り組むべき施策を定めています。

本年度、まちづくり評価委員会では、総合振興計画から4つの施策を選定し、まちづくり評価を実施しました。まちづくり評価に際しては、各施策の現状と課題について、委員会と担当課の共通認識を図り、ともに課題解決に向けた議論を行うグループ評価を実施することで、担当課の施策の進捗管理をエンパワーメントする手法をとりました。

本報告書は、グループ評価の中で見えてきた行政課題について委員会としての提言を行い、その提言に基づき、担当課において今後の方針をまとめていただき、報告という形といたしました。

まちづくり評価委員会は、PDCAサイクルのCの一部を評価・提言という形で担っているにすぎません。実際の政策の方向性を修正し、実行していくのは各担当課等の役割となってきます。本提言が深谷市の魅力的なまちづくりのきっかけとなればと考えております。

深谷市まちづくり評価委員会 副委員長 吉田 健

Ⅱ まちづくり評価委員会について

1 まちづくり評価の実施目的

まちづくり評価は、深谷市行政評価制度において、評価の客観性、透明性を確保するとともに、市民本位の行政運営を確立することを目的とする。

2 まちづくり委員会の所掌事項

まちづくり評価委員会は、市が行う自己評価に対して、市民の立場から、下記の事項について調査審議を行い、よりよい行政評価制度の運営を行うため、市の施策・事務事業の見直しや改善につながる提案を行う。

- (1) 庁内組織による自己評価結果に関して調査又は審議を行うこと。
- (2) 行政評価制度の推進に関して必要な事項の調査又は審議を行うこと。
- (3) その他、市長が委員会において調査審議する事が必要と認めた事項。

3 委員会の組織

委員長	神山 憲秀	(有)国済自動車板金工業所 代表取締役
副委員長	吉田 健	司法書士吉田事務所 司法書士
委員	当間 ミゲル	KIDS ENGLISH SCHOOL 代表
委員	富田 雅樹	HUSUP(株) 代表取締役
委員	細井 泉	メルクリウス・コンサルティング(株) 代表取締役 CEO
委員	福地 康生	(有)福地工務店 代表取締役
委員	大澤 裕貴	(株)大澤木材 常務取締役
委員	村岡 輝明	農家

4 まちづくり評価の位置付け

行政評価制度におけるまちづくり評価の位置付けは、次のとおりである。

(1) 庁内組織による自己評価（1次評価、2次評価）

市の庁内組織において、事務事業評価、施策評価を実施する。いずれも実施後には、市ホームページ等で公表する。

(2) まちづくり評価

「深谷市まちづくり評価委員会」は、上記の自己評価結果を踏まえて、年度ごとに決定する評価対象の施策などについて、ヒアリング等を通じ、評価の妥当性、運営方法の改善改革などについて調査又は審議を行う。

委員会の評価結果は実施報告書としてとりまとめ、市長に報告する。

(3) 実施報告書に対する見直し

市長（市役所内組織）は、まちづくり評価委員会の報告を踏まえ、総合的に施策、事務事業等を再検討し、必要な見直し内容を検討して、その在り方や運営方法の改善を行う。

Ⅲ まちづくり評価対象の選定について

1 基本事項

平成29年度まちづくり評価委員会で評価対象とするものは、深谷市行政評価制度において評価を実施している施策・事務事業のうち、施策を評価対象とした。

2 対象施策の選定方法

委員会において審議を行い、平成25年度から平成29年度を計画期間とする「深谷市総合振興計画後期基本計画」における個別施策のうち、評価未実施の施策から対象施策4本を決定した。

3 対象施策及び選定理由

NO	対象施策名	選定理由
1	魅力ある商業空間の形成	商業は人が生きるために欠かせないインフラであり、人・モノ・カネの活発な交流は経済の発展のみならず新たな価値や文化を創造してきた。 深谷市の商業が魅力あるものとなり、特に深谷市外との交流が盛んになることは深谷市にとってイノベーションを起こすきっかけにもなると考える。 例えば、群馬県上野村のUIターン促進事業では雇用創出と若者の定住対策により生産年齢増加、Iターン者が総人口の16%という成果を上げている。 こうしたことから、深谷市の商業空間を魅力あるものとし活性化することが深谷市の発展に欠かせないものと考え選定した。
2	家庭・地域の教育力の向上	教育は親世代が子世代に贈る「無限の可能性」であり、次世代を担う子供たちの育成は、行政、学校（教育機関）、地域、家庭が一体となって取り組むべき課題であると考えられる。 また、文部科学省が「家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。」と明言しているように、家庭教育が重要であることは間違いない。

		<p>これら家庭・地域における教育を展開していく上では、経済競争の中で、これから社会に出る子どもたちに、稼ぐ力を身につけさせることなどが重要であり、そうした視点も必要になってくると考える。</p> <p>これらのことから、今後の次世代育成にどのように取り組み、成果を出していけるか、また、委員それぞれが子育ての当事者として、一緒に考えたいと思い選定した。</p>
3	防災体制の 確立	<p>東日本大震災の発災以降、市民の災害への対応について、関心は高まっていると思われる。また、地震等の大規模災害の発生の可能性が否定できず、近時の気象状況の変化からゲリラ豪雨等の局所的な自然災害の発生が想定される。このように市民のニーズの高まり、災害発生の可能性がある現状を考慮し、総合振興計画上の施策が確実に実行されているか確認し、見直しの方向性を検討する必要があると考える。</p> <p>また、深谷市としてしっかりとした防災体制を市民とともに作る必要があると考え選定した。</p>
4	防犯活動の 推進	<p>東京オリンピックの開催や花園アウトレットパークの開業により、市外・海外から多くの方が深谷市に来ることが想定される。これを機に深谷市が安心・安全な街であることを発信することが出来れば、交流人口を増加させることができるのではないかと考える。</p> <p>また、子育て世代が安心して暮らせるまちづくりを行うことによって、深谷市の定住者を増加させることもできるのではないかと考える。</p> <p>このように、防犯活動を推進することにより、住民安全が安心して暮らせるまちづくりを推進することで、深谷市の魅力が高まるのではないかと考え選定した。</p>

Ⅳ 評価方法について

1 実施体制について

8名のまちづくり評価委員が、4名ずつAグループ、Bグループに分かれて、グループごとに担当する施策のヒアリングと評価のとりまとめを行った。

2 評価の視点について

平成29年度の施策に対するまちづくり評価は次の視点で行った。

(1) 現状に対する認識状況

- 社会環境から見た施策の重要性（市民ニーズの有無）
- 施策に対する満足度

(2) 施策の現状分析

- 施策の目的、成果の妥当性
- 施策における手段の充足度（数）
- 施策における手段の有効性
- 施策における手段の効率性

(3) 施策の課題と改善策

- 施策の抱える課題の共有
- 課題解決のための提案

3 まちづくり評価委員会の活動経過

時 期	議題等
平成29年 6月30日（金）	第1回会議 1. 外部評価委員会の新名称について ⇒委員会の名称を深谷市まちづくり評価委員会に変更 2. 平成29年度まちづくり評価の実施方法について
7月26日（水）	第2回会議 1. まちづくり評価の実施方法の確認 2. 対象施策の選定について 3. フォローアップ及び評価報告書について 4. グループ評価の論点整理

8月4日（金）	まちづくり評価（1日目） ＜Bグループ＞ ・防災体制の確立 ・防犯活動の推進
8月9日（水）	まちづくり評価（2日目） ＜Aグループ＞ ・魅力ある商業空間の形成 ・家庭・地域の教育力の向上
8月23日（水）	まちづくり評価（3日目） ＜Bグループ＞ ・防災体制の確立 ・防犯活動の推進
8月24日（木）	まちづくり評価（4日目） ＜Aグループ＞ ・魅力ある商業空間の形成 ・家庭・地域の教育力の向上
平成30年 1月10日（水）	第5回会議（Bグループ） ・評価結果報告書の作成のための協議
1月12日（金）	第5回会議（Aグループ） ・評価結果報告書の作成のための協議
3月5日（月）	第6回会議 ・評価結果報告書の作成のための協議

Aグループ

【構成委員】

委員長	神山 憲秀
委員	富田 雅樹
委員	細井 泉
委員	大澤 宏貴

【評価対象施策】

- ① 魅力ある商業空間の形成
- ② 家庭・地域の教育力の向上

① 魅力ある商業空間の形成

< 施策の概要 >

施策の大綱（分野）： 活力とにぎわいあふれる産業づくり<産業振興>		基本施策（中柱）： 活力ある商工業の振興
平成28年度 構成事務事業数：1本	総事業費：17,757千円	決算額：11,703千円
	従事職員数：0.80人	人件費：6,054千円
施策担当部署	商工振興課	
施策の目的	市内各地域の商店街や小売店舗が集積する地区が活性化することを目的とする。	
施策評価指標	①週に1回以上、市内商店街（個人店）で買い物する市民の割合 ②月に1度以上、市外業者（通販含む）で買い物するとした市民の割合 ③起業家支援補助金を活用した新規創業者の平均年齢 ④女性が参画する商店街イベントの開催割合	
施策を構成する事務事業	①中心市街地及び商店街活性化推進事業	

※構成事務事業数、H28（平成28年度）総事業費、H28決算額、H28従事職員数、H28人件費は参考値となります。

1 本施策の現状

（1）社会ニーズ

高齢化が進む中、各地域の活性化は、地域経済の活性化だけでなく、高齢者のライフラインを確保する意味でも重要な施策であると考えます。

（2）市の取組状況

深谷TMO（中心市街地商業まちづくり運営機関）への事業費補助や深谷ベースの管理運営などを実施しているが、TMOへ委託して終わらせているだけに見受けられる。深谷市内の各地域の商業地を活性化させていくのであれば、思い切った取り組みが必要であるが、現状ではそれが乏しい。

2 施策の課題

（1）市内各地域を活性化させる必要性について

そもそも、商業の中心が都市に集中する中で、深谷市内の各地域の活性化が必要なのか議論が必要である。財政が逼迫している状況下において、将来性が見込めるところに力を入れ、厳しそうなところは無理をせず時代の流れに従うという考え方もあるのではないだろうか。

(2) 地域活性化策について

イベントは実施するだけでなく、イベントをどのように通常営業の集客に繋げるのかを考える必要がある。

また、本施策により、中心市街地が活性化したか否かの検証が行われておらず、検証のためのデータも収集されていないのが現状である。実施した事業の効果を検証し、事業の見直しを実施することが必要であると考ええる。

3 施策の課題に対する改善策

(1) 地域活性化策について

地域活性化策として、起業家支援をさらに拡大し、利用しやすい制度とすることで起業家を市に呼び込む方策が考えられる。

また、Webを活用したプロモーションを行い、多くの人に知ってもらい、行ってみたいと思われるような働きかけを実施し、商圈を広げていくといった方策を検討する必要があると考ええる。

TMOについては、補助金を出すだけでなく、積極的に関与し、事業の効果検証の共有や見直しを実施していく必要があると考ええる。

4 施策の課題・改善案に対する施策担当課の対応方針

(1) 市内各地域を活性化させる必要性について

深谷市は、深谷駅前的一定区域を中心市街地として賑わいの創出を目指している。中央土地区画整理事業についても進めており、今後についても中心市街地の活性化について力を入れていく。

今後本市としては、これからのまちの活力を高めるという観点から、重点的に投資すべきエリアというものを見極めていきたい。

また、超高齢社会が到来する中で買い物難民等の問題もあり、各地域に一定程度必要な生活拠点機能については確保する取組を実施していきたい。

(2) 地域活性化策について

イベントについては、非日常の経済活動を日常の経済活動に結びつけるものであると認識している。

この点に関して、改善すべき部分もあると思うので、地域事業者や関係団体とともに、本来求められる趣旨のあり方について確認する機会を数多く設けて

行きたいと考える。

中心市街地活性化については、何が成果であるのかをしっかりと定量的に把握し、その検証を行って行きたい。現状において、検証の根拠となるデータが不足しているという点に関しては、委員会のご指摘のとおりであり行政評価制度を活用しながら改善を図って行きたい。

起業家支援については、委員会意見のとおり市外から呼び込む方策が必要であると考え。今後は、長寿社会に対応したシニア向け企業についても新たに取り組むとともに、市外からの起業家の呼び込み策も実施したい。

Web活用によるプロモーションについては、その効果と必要性については十分に認識しているところである。行政及び事業者からの魅力ある情報発信を行い、市内を訪れ買い物をしてくれる人が増える仕組みづくりを行なっていきたい。

TMO事業のあり方については、現在深谷商工会議所と協議中である。今後は、まちづくり評価委員会の意見にもあるとおり、事業内容にも積極的に関与し、商店街、商工会議所と三位一体となって、計画段階から効果検証までの全ての工程について共有を図って行きたいと考える。

5. 総括

商業については、委員各自のビジネスにも直接的に関係することから、当事者意識がとても高く、施策の問題や課題の洗い出しから具体策に至るまで議論することができた。

また、この施策が、そもそもどの地域を対象としているのか、イベント等の活性化事業の効果測定ができているのかなど、施策の目的や活性化事業の妥当性、事業の効果測定の必要性について掘り下げて議論を行った。

議論を通して感じられたのは、経営者である委員と担当課との感覚の違いであり、ビジネスと行政の「見えない壁」が立ちはだかっていたことである。

担当課も、地域活性化のために渋沢未来塾を開講し、色々な制約がある中で試行錯誤されていることは承知しているが、行政には行政の、経営者には経営者の得意分野があることから、互いの得意分野を生かして、協働して地域の活性化に取り組んでいく必要があるのではないだろうか。

例えば、市内のやる気のある経営者を募り、プロジェクトを立ち上げて、そこで経営者による地域活性化策を展開し、行政はこのプロジェクトが円滑に進むための環境づくりを行うことなどが考えられる。

② 家庭・地域の教育力の向上

< 施策の概要 >

施策の大綱（分野）： 次代を担う人と文化を育むまちづくり<教育・文化>		基本施策（中柱）： 家庭・地域の教育力の向上
平成28年度 構成事務事業数：5本	総事業費：37,501千円	決算額：18,279千円
	従事職員数：2.54人	人件費：19,222千円
施策担当部署	生涯学習スポーツ振興課・学校教育課	
施策評価指標	①新中学1年生の保護者に「親の学習」講座の実施件数 ②「がんばル〜ム」に参加した児童の満足度	
施策を構成する事務事業	①家庭教育事業 ②社会教育団体等補助事業 ③社会教育事業 ④子供学習支援事業 ⑤学校応援団推進事業	

※構成事務事業数、H28（平成28年度）総事業費、H28決算額、H28従事職員数、H28人件費は参考値となります。

1 本施策の現状

（1）社会的二一ズ

学校（行政）と家庭が協力して次世代育成にあたるということが人材育成に必要であり、お互いに手の届かないところを補いあうことで、一人ひとりの個性や環境に合わせた教育ができることと思われる。

また、核家族化が進み、世代間交流が少なくなっていくにつれて、家庭での教育への取り組みが画一的になってきている。いま一度、いろんな大人と接する機会をつくることで、地域で子供を育てるということを見直していく必要があると思われる。

（2）市の取組状況

家庭教育日より「まごころ」を年に3回、全ての自治会に回覧を行っている。また、「親の学習」講座も、市内全校で実施していることから、一定の効果を上げていると思われる。このほか、公民館にて保護者を対象に家庭教育学級を実施している。

2 施策の課題

(1) 家庭・地域に求められる教育力について

家庭・地域の教育力の定義を改めて考える必要があるのではないだろうか。今、家庭や地域に求められているのは、人間力や経済力等の「食っていける大人」になるために必要な力を育む教育力なのではないかと考える。今後は、そうしたスキルを習得させるための事業展開を図っていく必要があるのではないだろうか。

(2) 「親の学習」講座・家庭教育学級について

「親の学習」講座は、全小中学校で実施しているものの、親の意識付けまで出来ているか不明である。また、家庭教育学級はPTA役員など限られた人員しか参加していないように感じる。多くの保護者が参加する方策を検討する必要がある。

3 施策の課題に対する改善案

(1) 家庭・地域に求められる教育力について

職場体験学習やがんばル〜ムなど、地域の人材を活用した既存事業に、事業に成功した方など地域の人間力の高い方を活用していくのはどうだろうか。こうした方々の経験に触れることで子どもたちの人間力等が高められるのではないかと考える。

(2) 「親の学習」講座・家庭教育学級について

家庭教育学級は、授業参観とセットで行うなど、多くの保護者が集まる機会を有効に活用することで、より多くの保護者に家庭教育の重要性を意識付けすることができるのではないと思われる。

4 施策の課題・改善案に対する施策担当課の対応方針

(1) 家庭・地域に求められる教育力について

家庭・地域の教育力の定義については、まちづくり評価委員会の指摘のとおりあらためて考えてみる必要があると考える。この定義のあり方によって、講ずべき手段が異なってくるからである。この検討を行う中で、まちづくり評価委員会から提案のあった、人間力や経済力等の「食っていける大人」としての力を育むことについても、「家庭・地域の教育力」として捉えられるかを検討したい。

職業体験学習やがんばル〜ムなど、地域の人材を活用した既存事業に人間力の高い方々を活用していきたいと考える。こうした取組は、子どもたちの人間力の向上に繋がるものであると考えるからである。

具体的な改善案をどのようなかたちで展開するかは、がんばル〜ム等の既存事業を実施する中で考えていきたい。

(2)「親の学習」講座・家庭教育学級について

「親の学習」講座については、親の意識づけにつながっているかどうかを、アンケート調査等によって把握していきたい。

家庭教育学級、「親の学習」の参加者数については、限られた人員しか参加していない状況が確かにある。

多くの保護者が集まる機会を有効に活用し、できるだけたくさんの方が参加できるよう工夫して行きたい。

また、参加者数については、講座内容の魅力度とも関係すると考えられるので、この内容のあり方を検討するとともに、さらに、SNSなどIT技術を活用した周知方法についても研究したい。

5. 総括

家庭・地域の教育力については、数値での効果測定が難しい施策であるが、参加者の属性分析などを行って効果を上げる打ち手を講じることができると考える。

また、本施策の成果指標として「親の学習」講座の開催回数が設定されているが、これは成果を上げるための手段であることから成果指標を再設定する必要があると考える。

例えば、講座に参加した保護者の子育てに対する行動が変容したのか、また、それにより子どもにどのような影響があったのかなど、測定が難しいとは思いますが、可能な限りデータを収集し、効果を検証する必要があるのではないだろうか。

来期以降は、成果指標を見直し、指標を再設定した上で、PDCAサイクルを回し、より効果がでるように取り組んでいただくことを期待する。

Bグループ

【構成委員】

副委員長	吉田 健
委員	当間 ミゲル
委員	福地 康生
委員	村岡 輝明

【評価対象施策】

- ③ 防災体制の確立
- ④ 防犯活動の推進

③ 防災体制の確立

< 施策の概要 >

施策の大綱（分野）： 安全に暮らせるまちづくり<生活安全>		基本施策（中柱）： 防災対策の推進
平成28年度 構成事務事業数：3本	総事業費：517,665 千円 従事職員数：3.00 人	決算額：494,961 千円 人件費：22,704 千円
施策担当部署	総務防災課	
施策評価指標	①自主防災組織の組織率 ②備蓄品を備えている市民の割合 ③防災行政無線更新率 ④備蓄食料の充足率	
施策を構成する事務事業	①危機管理体制整備事業 ②防災機能強化事業 ③防災施設整備維持事業	

※構成事務事業数、H28（平成28年度）総事業費、H28決算額、H28従事職員数、H28人件費は参考値となります。

1 本施策の現状

（1）社会的ニーズ

当市においては、自然災害が少ないため、市民の防災意識が低くなる実情がある中でも、近年、全国各地において地震や集中豪雨が発生しており、市及び住民の防災体制を確立することは、市民の生活上の不安を解消するためにも必要不可欠であり、震災発生リスク等を考慮すると急務である。

（2）市の取組状況

自主防災組織の設立については、全自治会の7割を超えているが、自治会の協力ベースで成り立つ事業であり、未組織の自治会については消極的な対応となっている。災害時要支援者に対する避難プランについては、支援者名簿の作成については終了し、了解を得た者については自治会等への情報提供を実施している。備蓄については、市民の備蓄率は低下傾向にある。市の備蓄食料については、熊本震災への対応で被災地へ送付等の対応を行ったため減少傾向にある。

2 施策の課題

(1) 自主防災組織について

市民に防災意識を持ってもらうことが不可欠である中、自治会中心の自治防災組織の設立だけでは限界が来ているのではないかと考えられる。地域の他の社会的な資源の活用を検討していくことが必要なのではないだろうか。また、組織を設立した後のフォローアップ体制についても、発災時を想定した組織づくりと市と団体、団体間相互の連携体制がどこまでできているのか不明である。

(2) 災害発生時の要支援者プランについて

災害発生時の要支援者に対する援護プランについては、すべての要支援者に関する情報を自治会等に提供することは個人情報兼ね合いから難しい部分があるため、発災時における円滑な支援に支障をきたすのではないかと考えられる。

(3) 食料備蓄について

食料備蓄率については、市民の防災意識が低下しているため低下傾向にある。市民の防災意識を向上させるため、市民が必要としている情報（初動マニュアル等）を的確に届ける必要があるのではないかと考えられる。市の備蓄食料については、予算の兼ね合いはあろうが、支援をしたから充足していないということでは、予めの備えとしては問題なのではなかろうか。

3 施策の課題に対する改善案

(1) 自主防災組織について

自主防災組織については、既存のコアな組織である自治会を活用していくことは勿論大切なことであるが、地域の社会資源であるPTAや消防団、事業者等の活用を検討していくことも必要なのではないだろうか。また、各組織の特性を十分に把握し、継続的な組織運営ができる様な組織づくりを支援していくことも不可欠であると考えられる。実際に、有事に組織が有効的に活動できるかは事前の訓練にかかっている。各地域、団体対抗の競技大会の開催や図上訓練の実施による課題の把握等の方法も考えられる。

(2) 災害発生時の要支援者プランについて

災害発生時に円滑な避難を実施するためには、日頃からの地域でのコミュニケーションが大切となってくる。そのためには、日頃からの近所づきあいを促す方策が必要ではないだろうか。

(3) 食料備蓄について

市民の食糧の備蓄率を向上するためには、市民に防災意識を持ってもらうこ

とが不可欠であり、市民に防災に関する情報を届けていく必要があると考えられる。そのためには、年代によって必要とする情報や取得する媒体が異なるので、発信するにあたっては、対象者・発信する情報の内容・伝達の方法の3点をセットとして検討していく必要があると考えられる。

4 施策の課題・改善案に対する施策担当課の対応方針

(1) 自主防災組織について

自主防災組織のあり方については、これまで同様、自治会を中心とした取組を継続するとともに、まちづくり評価委員会から提言のあった、地域の多様な団体との連携を今後はこれまで以上に模索していきたいと考える。

また、組織を設立することが目的ではなく、有事において実際に機能することが重要であり、平成30年度が初年度となる第2次総合計画前期基本計画でも成果指標として掲げたとおり、「年に1回以上活動（会議や訓練など）している自主防災組織の割合」を高めていきたいと考える。

なお、自主防災組織の育成及び防災力の向上のため、地域防災の担い手となる人材育成として、防災士の資格取得に対し補助金を交付するとともに、自主防災組織のリーダー養成講座を継続して実施していく。

また、各自主防災組織の防災訓練においては、地域における災害時の対応や事前の対策などを検討する「災害図上訓練」を実施し、地区別のハザードマップの作成を行う。

自主防災組織の新たな連携団体としては、委員会からも提案のあるとおりPTAや消防団、民間企業などが想定されるところであり、それぞれの団体が持つ特性を考慮し、連携のあり方について研究を行いたい。その端緒として、各自主防災組織が行う避難訓練には、地域の住民をはじめ、PTAや企業などの様々な地域団体の参加を促進し、地域のつながりを強化するよう促していく。

そして、将来的には自主防災組織の連絡協議会の設立を図り、各団体間における意見交換や情報共有の機会を設けることにより、各団体の連携強化と活性化を進めたい。

(2) 食料備蓄について

市民の食料備蓄率については、市民の防災意識が大きく関係していると考えられる。こうしたことから、市民に向けては、いつ起きてもおかしくない災害に対して、日頃から災害の備えをすることの大切さを伝える『イツモ防災講座』を実施し、防災意識の向上を図りたい。

市行政の備蓄食料については、熊本地震の際にあったように、今後も本市の備蓄食料を一時的に供給することも想定される。そうした際には、早急に補正

予算を組み補充を行い、万が一に対して本市の万全な備えを行っていく。

市民の防災意識の高揚は、安全安心なまちづくりを進める上での基本条件であり、その周知・啓発を行う上では、ホームページなどの電子媒体、パンフレットや広報などの紙媒体など、多様なかたちでの情報提供を実施していく。どのような媒体とタイミングで情報発信することが効果的であるかについては、情報伝達の対象を見極めながら一層の研究を進めていきたいと考える。

5. 総括

防災体制の確立については、自然災害等が起きても適確に対応できるよう予め体制構築を行うことで、市民が安心して暮らせることを目的としている。

本施策は、自然災害等の発災を見据えた施策であり、発災を想定した予めの準備のための施策である。そのため、成果指標等で測れない部分も多々ある。施策の課題に対して対応するためには、その目的の達成のため手法の検討及び発災時を見据えた体制構築が重要であると思われる。

例えば、防災士の資格取得については、対象者を明確にしていくことが必要なのではないだろうか。実際の災害の現場でリーダー的な役割を果たすと想定される消防団の団員を中心に取得を促す等の実現可能性についても検討が必要であろう。地区別ハザードマップの作成については、作成過程の具体的な手法について綿密な検討が必要なのではないだろうか。

④ 防犯活動の推進

< 施策の概要 >

施策の大綱（分野）： 安全に暮らせるまちづくり<生活安全>		基本施策（中柱）： くらしの安全対策の推進
平成28年度 構成事務事業数：3本	総事業費：34,685千円	決算額：13,459千円
	従事職員数：2.80人	人件費：21,226千円
施策担当部署	自治振興課・建築住宅課	
施策評価指標	①自主防犯組織数 ②市内犯罪認知件数 ③高齢者詐欺認知件数	
施策を構成する事務事業	①防犯のまちづくり支援事業 ②空き家対策事業 ③住宅等企画調整事務	

※構成事務事業数、H28（平成28年度）総事業費、H28決算額、H28従事職員数、H28人件費は参考値となります。

1 本施策の現状

（1）社会的ニーズ

市民が安心して生活をしていくためには、犯罪発生を抑止をしていく必要性は高い。もっとも、行為の抑止を目的とする施策であるので、その成果の評価は難しくなっている。

（2）市の取組状況

自主防犯組織の設立については、横ばい状態にあり、自治会の協力ベースで成り立つ事業であるため、未組織の自治会については消極的な対応となっている。不審者情報の提供については、積極的な提供が実施されている。空き家問題については、空き家バンク制度を本庄市等とともに実施している。

2 施策の課題

（1）空き家対策に関する総合振興計画での位置づけについて

防犯の施策の中に、空き家問題への対応が含まれていることに違和感を持たざるを得ない。確かに、管理不全の空き家については、防犯上支障をきたす場合もあるが、そのことは、周辺環境への影響や衛生面でも同様のことが考えら

れるし、空き家の活用を考えると、防犯だけの問題ではなく、まちづくり全体の問題であるとも考えられるからである。

(2) 自主防犯組織の設立及び運用について

自主防犯組織については地域の問題を地域として進めていくために、自治会中心の運用は必要となるが、組織率の向上が伸び悩んでいる現状から手法の再検証が必要なのではないだろうか。また、防犯活動の効率的な運用を行うための情報収集も不可欠であると考ええる。

(3) 空き家問題への対応について

空き家問題については、空き家は活用されていない不動産ではあるが、それぞれの所有者の財産であり、その責任は所有者が負うべきものであり、市として実施できる施策は限られているものと考ええる。空き家の問題点について啓発する活動を行うとともに、倒壊等の危険性のある空き家については、所有者への取壊し等の積極的な指導等が必要となっていると考ええる。

3 課題に対する改善案

(1) 自主防犯組織の設立及び運用について

自主防犯組織については、既存のコアな組織である自治会を活用していくことは勿論大切なことであるが、地域の社会資源であるPTAや消防団、事業者等の活用を検討していくことも必要であると考えられる。また、地域の社会資源については限られているので、警察等と連携して犯罪認知状況等のデータを活用して効果的な防犯活動を実施していくことも必要となってくるものと考ええる。

(2) 空き家問題への対応について

空き家問題については、近年新たにクローズアップされてきた問題であり、少子化の影響等から避けられない問題でもある。そのため、他の地域の先進的な事例を参考にしていくことが必要であると考ええる。また、相続発生時等に積極的な相続登記の実施を含めた適正管理及び積極的な活用についてPR活動を実施することが必要なのではないだろうか。そのためには、相談の受け皿としての空き家バンクの活用も積極的に進めていくことが必要であると考ええる。現行のバンク機能を前面に出した名称を、バンク機能を有するまちづくりセンター的な名称に変え、機能の拡充をしていくことも必要であると考ええる。防犯、衛生面で問題となる管理不適切な空き家については、行政の関与が必要であるとは考えられるが、モラルハザードを起こさないよう適切な施策の進行が必要であり、その手法についての検討が必要であると考ええる。

4 施策の課題・改善案に対する施策担当課の対応方針

(1) 空き家対策に関する総合振興計画での位置づけについて

管理されていない空き家が犯罪の温床になるなど、防犯上危険となるため、自治会連合会と協定を締結し、自治会と市との協働による空き家の見守り活動に取り組んでいる経緯があり、「防犯活動の推進」として位置付けている。

ただし、空き家に起因する問題は防災、衛生、景観など多岐にわたり、空き家の増加により、地域あるいは市全体へ様々な悪影響をもたらすことから、まちづくり全体の問題として考えていく必要がある。

現在は、自治振興課が総合窓口となり、関係部署と連携のうえ、対策を講じているが、ご指摘のとおり空き家問題は市全体のまちづくりの問題として捉えていく必要があると考えている。

(2) 自主防犯組織の設立及び運用について

自主防犯組織は地域の防犯活動を推進するうえで重要な役割を担っており、自治会のみならず、PTA、老人クラブ、青少年健全育成会、商工会など、多様な団体が登下校時の見守り活動や青色防犯パトロール活動を実施しているため、今後も継続的かつ効果的に実施していけるように支援していく。

また「深谷市犯罪情報の住民提供等に関する協議会」を設置し、警察などとの情報交換、情報共有を行っているが、今後も警察をはじめ各種団体と協力し、効果的な防犯活動を実施していく。

(3) 空き家問題への対応について

平成30年3月に深谷市空家等対策計画を策定し、この計画に基づき、本市の空き家対策を総合的かつ計画的に推進する。

空き家は個人の財産であることから、空き家の所有者等の責任において、適正な管理や自主的な解消、相続登記の促進など、空き家の発生予防につながるような周知啓発、利活用の促進に積極的に取り組んでいく。

また、著しく管理不全な空き家については、周辺への影響や危険の切迫性など諸条件を総合的に勘案し、対応を慎重に検討していく。

空き家バンクについては、県北7市町で連携した「埼玉県北部地域空き家バンク制度」として運用しており、この制度では、バンク登録による物件の管理にとどまらず、空き家所有者への活用相談や、利用希望者への情報発信を行っている。

今後も各市町で調整を図りながら、先進事例の情報収集や求められる機能について研究をしていく。

5. 総括

本施策は、防犯活動と空き家対策の大きな2つの柱で構成され、犯罪の起こりにくい環境づくりを目的とした施策であり、成果指標が見えにくい施策となっている。

防犯活動については、マンパワーが限られている中、より効率的な活動が求められていくものと思われる。そのため、警察などとの情報交換・情報共有が図られていくことが重要であり、協議会において実効性のある情報交換を行うことが重要であると思われる。

空き家対策の促進については、対象となる空き家の分類（空き家トリアージ）を行っていくことが必要であろうと思われる。分類した空き家に対し、それぞれに適切な方法でアプローチを実施していくことで効率的な事業執行が可能となるものと思われる。また、空き家バンク事業は広域の行政で取り組んでいる事業であるので、調整等が必要となる部分は理解できるが、機能の強化とともににより一層の周知活動が必要となるものと思われる。

Ⅵ おわりに

この委員会に携わらせて頂き5年が経ちました。当初は外部評価委員会という名称で、外部の人が行政を評価するぞって感じの設えであり進行でした。これはこれで広く開かれた市という点では素晴らしい第一歩ではありましたが、その後我々委員も市民であり決して外部の者ではない、知識と経験を持った市役所の皆様と、経済社会の中で生き抜く我々民間人の社会を捉える肌感覚とが一つになったらさらに素晴らしい委員会になるはずだし、さらに素晴らしい深谷市になるはずだという想いを込めて、本年度よりまちづくり評価委員会と名称を変更し、行政と市民が共に課題を抽出し共に解決改善案を考えていくという形に変えさせていただきました。

さて、本年度はご報告させて頂いた4つの施策を取り上げて議論してまいりました。終始一貫して思う事は、深谷市は素晴らしい情熱溢れる職員の皆様が働いてくれている、という事です。しかし時には慌ただしく膨大な仕事を抱える中で、本来施策の持つ目的や総合振興計画の大きなビジョンを見失いがちになったり、失敗や批判を恐れ安全策になってしまう事もあるでしょうが、これは我々委員もそれぞれの仕事では同じことです。ご報告させて頂いた4つの施策それぞれにこのような気づきがあったと確信しています。

今後もより良い深谷市を目指す同志である行政の皆さんと我々市民が、より垣根を取り外して、夢を育み明日に飛翔する深谷市に向けて、笑顔を交えながら議論できる場として昇華していくようにしていきたいと考えています。

結びに評価対象になった施策の担当課の皆様、事務局である企画課の皆様、吉田副委員長をはじめとする委員の皆様へ感謝を申し上げます。

深谷市まちづくり評価委員会 委員長 神山憲秀